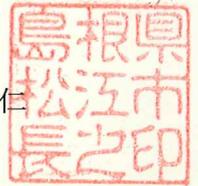


松江市告示第 10 号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 396 号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 13 日

松江市長 上 定 昭 仁



公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
松江歴史館	松江市乃白町薬師前 3 番地 3	令和 8 年 4 月 1 日から
松江ホーランエンヤ 伝承館	株式会社 さんびる	令和 13 年 3 月 31 日まで